

栃木県再犯防止 推進計画について



Q 栃木県再犯防止推進計画はどのようにできたの？

A 刑法犯認知件数※1は平成16年から毎年減少し続けてきました。しかし検挙者※2の約半数が再犯者という現状を踏まえて、本人にとっても、社会にとっても不幸な循環を断ち切る取組の充実がもとめられてきたためです。

Q 再び罪を犯してしまう原因は？

A 定職・定住の確保ができず社会復帰が困難なことや、社会の中での孤立などが考えられます。

Q 栃木県再犯防止推進計画はどんなこと？

A 「再犯の防止等の推進に関する法律」第3条に規定する基本理念を踏まえて策定されました。

【再犯の防止等の推進に関する法律第3条要約 基本理念】

- 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会の一員となることを支援する
- 犯罪をした者等が、社会に復帰した後も途切れなく必要な指導及び支援が受けられるようにする
- 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚することや被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが重要である
- 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

Q どんな施策があるの？

A 次の4つの視点を踏まえ、取り組んでいきます。

- 1 更生と社会復帰にむけた「生活環境の整備」
- 2 犯罪や非行をした人たちの「更生意欲の醸成」
- 3 国、市町及び協力団体の連携による「サポート体制の構築」
- 4 社会からの支えを広げていく「理解促進」

Q どんな社会を目指しているの？

A 社会において、「更生を目指す人」を温かく見守り、応援し、一緒に頑張っていこうという理解や支援の輪が広がり、ともに歩むことができる“とちぎ”の実現です。

* ※1 警察がある事実を刑法に違反する行為と認めた件数
※2 捜査機関が犯罪の行為者を特定し、これを被疑者とする事

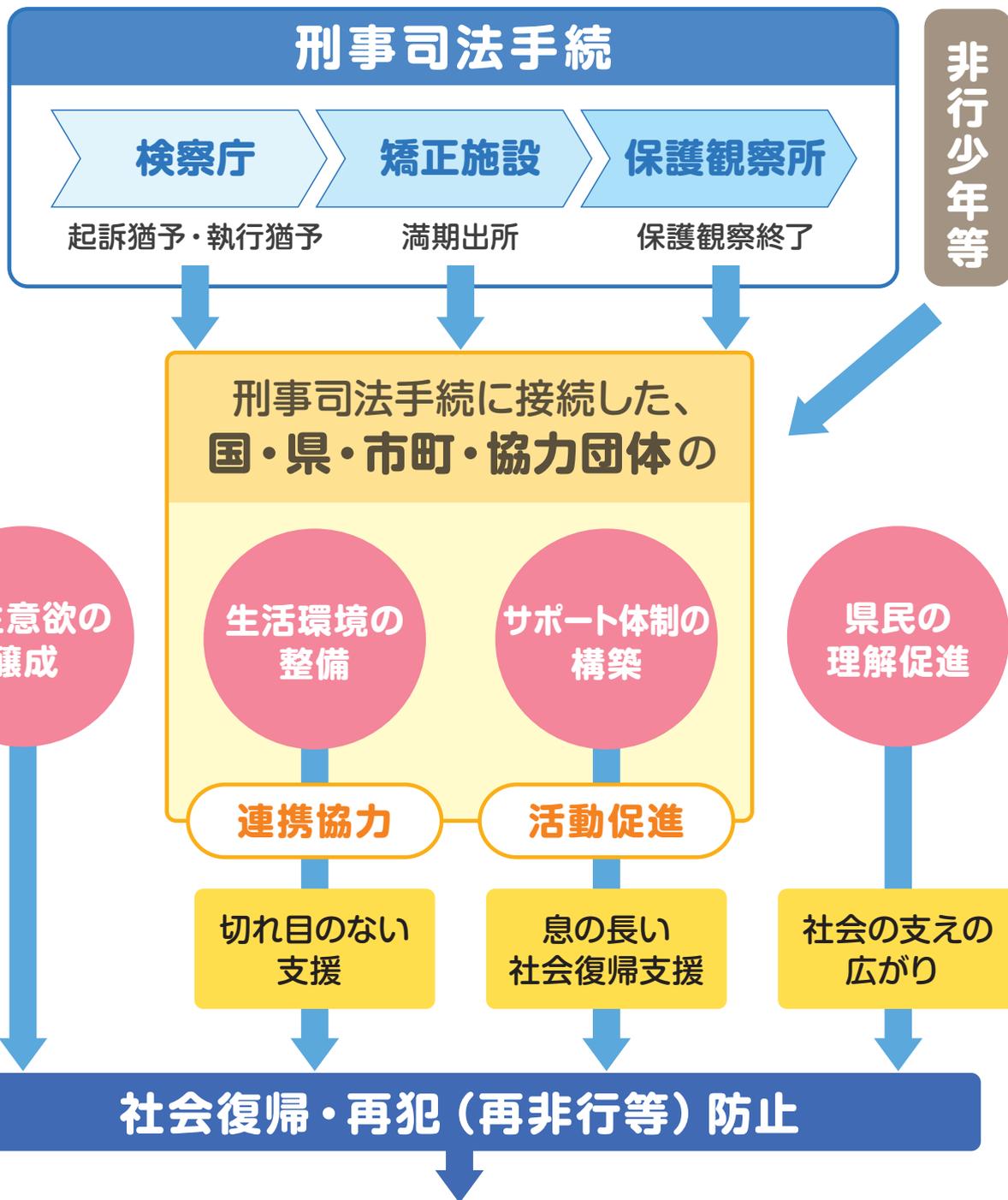


令和4年

栃木県・栃木県保護司会連合会



栃木県再犯防止推進計画に基づく支援の流れ



**安全・安心に暮らせる
地域社会の実現**

